

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 1 日

各共済事業実施消費生活協同組合
代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長
(公 印 省 略)

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害等に対する緊急特別取扱い措置について

平素から、消費生活協同組合の健全運営に、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省から、厚生労働大臣認可の共済事業を実施する消費生活協同組合及び同連合会（以下「共済事業実施組合」という。）に対して事務連絡が発出されました。

つきましては、東京都認可の共済事業実施組合に対しましても、同様のご配慮をお願いしたく、お知らせいたします。

なお、被災者に対する当該措置を講じた際には、別紙様式により、ご報告いただけますようお願いいたします。

送付資料

- ・届出様式
- ・令和 8 年 9 月 24 日付事務連絡（厚生労働省通知）

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当

電 話：03（5388）3060

E-mail：S1161402@section.metro.tokyo.jp